

## 建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 平成30年12月14日(金)  
午前9時57分～午前10時43分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 佐々木哲男 副委員長 大泉 徳子  
委員 齋 浩美 委員 佐藤 正博  
委員 長南 良彦 委員 山口 實  
委員 山田龍太郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 生活経済部長 菊池 博 幸  
出席をした 建設部長 森 孝 雄  
者の職氏名 生活経済部次長兼 大久保 啓 二  
商工観光課長  
建設部次長兼土木課長 山田 隆  
生活経済部企画員兼 浅野 美保子  
商工観光課長補佐兼  
企業誘致係長  
建設部企画員兼 村上 諭  
土木課長補佐  
土木課技術主幹兼 大友 和 師  
道路建設係長  
土木課主幹兼用地係長 成田 利 顕

6 事務局職員 事務局 長 小野寺 俊  
主幹兼議事調査係長 川上 真理子  
主 事 後 藤 法 子

7 付議事件

- (1) 議案第127号 名取市東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第132号 土地の取得について
- (3) 陳情第11号 十三塚公園の森林調査及び保全作業を求める陳情
- (4) 陳情第12号 本郷地区内の道路整備等に関する陳情
- (5) 陳情第13号 山神線及び成田線の道路拡幅に関する陳情
- (6) 陳情第14号 飯塚成田線の着工・完成に関する陳情
- (7) 陳情第15号 鹿島草倉田線の着工・完成に関する陳情
- (8) 陳情第16号 川内・中ノ沢集会所建設についての陳情
- (9) 平成30年度議会懇談会における意見・提言等の調査について

午前9時57分 開会

○委員長（佐々木哲男） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、生活経済部長及び建設部長等の出席を求めておりますので、報告いたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

議案第127号 名取市東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 平成26年か平成27年にも条例改正があつて、同じく水産加工団地において企業の生産施設の新設または増設を容易にすべくということで、ほぼ同じエリア、一部被っているエリアもある中で、今回また改正する理由について伺いたいと思います。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（大久保啓二） これまでの区域については、閑上の水産加工団地区域のみを対象としていたところですが、今般、都市計画の用途上、閑上東地区全体が工業区域になりましたので、そこを全て網羅するという形で区域の変更となったところです。

○委員長（佐々木哲男） 齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） そうすると、今まではエリア限定だったのを、閑上東地区をもう全部丸ごと区域と規定してしまうという解釈でよいでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（大久保啓二） そのとおりです。いわゆる産業エリア全体の

緑地、環境施設の割合の緩和を図るということです。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子） 本来であれば、緑地または環境施設は敷地面積に対して20パーセント以上、25パーセント以上と定められているところを、立地促進のために1パーセント以上に緩和しているという説明でしたけれども、この1パーセントと定めた根拠について教えてください。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（大久保啓二） これまでの水産加工団地のところも同じなのですが、1パーセント以上に緩和するという事で、緑地率なり環境施設の面積が少なくなるということは、企業にとっては緑地の維持管理費用等の削減や、敷地の有効利用ができるということ、企業にとってそういったところのメリットが大きいので、誘致を図る手段のうちの一つとして、このような形で御提案しているところです。

○委員長（佐々木哲男） 大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子） もう既に稼働している工場などについて、実際、この緑地と環境施設をどれぐらい整備しているかなどは調査されているのか、お尋ねします。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（大久保啓二） この区域は、閑上に限って言えば、水産加工団地内の1社が該当しまして、これについては1パーセントを少し超える程度の緑地率となっております。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 今の課長の説明によると、貞山堀から東側をひとくくりにして1パーセント以上にするという考え方だということなのですが、ここは今後、トレイルセンターであったり、震災メモリアル公園だったり、また、近くにはゆりあげ港朝市などもあるところですし、今までの水産加工団地の場所とは少し違う考え方もあるのではないかと、もう少し緑があってもいいのではないのかという考えがあるのですけれども、その点についてはどのように検討されたのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（大久保啓二） 今挙げていただいたような施設もあるのですが、今回、主に市が所有しているところについては、貞山堀の西側に少し寄っているところ、広浦湾のほうについては公共施設用地になっていますので、そちらのほうに朝市なり、みちのくトレイルセンターなど整備する土地があるので、そういったところとの兼ね合いを見ますと、緑地については一定程度、その配慮ができれば十分ではないかと捉えています。また、先ほどと重なりますが、やはり、企業を誘致する上では、市町村間の競争になるということもありますので、閑上東地区は住居と離れているということもありますので、大きな影響はないと捉えて、今回、設定をしているところです。

○委員長（佐々木哲男） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） そういった考え方のもとで、今後、工業地域として規定をして、さまざまな企業誘致を図っていかれるのだと思いますけれども、考え方として、どういった業種の誘致を考えておられるのか、お伺いします。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（大久保啓二） 基本的には、閑上地区の地域性がありますから、その辺の環境と調和できるような製造業等になるべく立地していただきたいという思いはあるのですが、いずれそのところについては震災復興部と連携しながら、企業のアンケート、企業訪問等を進めながら、この土地については基本的に賃貸借で公募を行うので、その募集の状況を見ながら環境に配慮した企業の誘致を進めていきたいと考えております。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。佐藤正博委員。

○委員（佐藤正博） 確認させてください。

先ほど課長から、水産加工団地の緑地率という話、1社が該当したというお話がありました。最初に各工場の図面を見たときに、結構広い範囲で緑地をとるのだなというような感じでございました。

ところが、工場が完成してみたら緑地らしい緑地が、1社というのがどこか私もわかっているのですが、記憶では緑地のイメージが全然、あの工場自体から湧いてこないのです。

1パーセント以上の緑地率ということで同僚委員からも質疑がありましたが、あの辺は間違いなく緑地として成り立っているのかどうか、その辺を確認

させていただきたいと思います。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（大久保啓二） 緑地率につきましては、先ほど言いましたように、1パーセント以上になっているということは確認しております。

そもそも、工場立地法に敷地面積が9,000平米以上、建築面積が3,000平米以上の場合に限って、環境施設や緑地を設けなければいけないということが規定されておりますので、それ未満のところについてはそういった義務は課せられていない。しかしながら、立地する企業の中では、やはり、地域に配慮しながら、みずからある程度植栽を行っているということで、私どもは捉えているところです。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第127号 名取市東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を採択いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木哲男） 起立全員であります。よって、議案第127号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第132号 土地の取得についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 先日の補足説明の中で、ここに記載の所在地のほか7筆ということで、雑種地、畑、田んぼ、それぞれ2筆、3筆、3筆というような説明をいただいておりますけれども、これらの面積がそれぞれどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、用地係長。

○土木課用地係長（成田利顕） 地目の面積ですが、雑種地については2筆あり、うち1筆は100.68平米で、もう1筆につきましては6.57平米です。

畑については3筆あり、それぞれ631.64平米、3.98平米、1,094.50平米です。

田については3筆あり、それぞれ1,008.32平米、3,649.16平米、44.34平米、これら全て合算いたしまして6,539.19平米となっております。

○委員長（佐々木哲男） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 今回の道路建設によって移転者がおられるということをお伺いしており、そういった場合の宅地というのは、今後、買収云々ということが出てくるのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、用地係長。

○土木課用地係長（成田利顕） 宅地についてですが、今回、熊野堂柳生線の用地買収において、住宅が対象となった方が2名おります。そのほかに建物、小規模な物置が対象となる方が1名おり、建物移転の対象者は合計3名となっております。

現在の状況なのですが、住宅の移転が必要なお二人につきましては、先日までに契約をいただきまして、現在、移転の準備を進めているとお伺いしております。残る小規模建物1件につきましては、今後、交渉を継続していきたいと考えております。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。山口 實委員。

○委員（山口 實） 土地の取得が面積ベースで85パーセントという説明がありましたが、残りの15パーセントについてはどのようなスケジュールで今後進めようとしているのか、伺います。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、用地係長。

○土木課用地係長（成田利顕） 現在の用地取得率につきましては85.42パーセントとなっております。

未買収は現在5名おありまして、その5名につきましては、今年度中の契約締結をお願いすると。ただ、中には相続などがあり、なかなか今年度中には難しいという案件もありますので、時間がかかる方につきましては来年度のできる

だけ早い時期に契約をお願いしたいと考えております。

○委員長（佐々木哲男） 山口 實委員。

○委員（山口 實） 今、残りの15パーセントについては、今年度中あるいは来年度中に買収をしたいということでしたが、その買収がおこなわれている要因というのはいろいろあるかと思えます。今回、おおむね反当たり500万円、6,500平米で3,000万円ということですから、単純計算しますと約500万円になるわけですが、先ほどの説明によりますと、雑種地あり、宅地ありということで、価格帯がさまざまだろうと思うのですが、価格帯はどのように設定をしたのか、伺いたいと思えます。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、用地係長。

○土木課用地係長（成田利顕） 今回、熊野堂柳生線の用地買収に当たり、まず不動産鑑定士と相談をしております。

価格帯といたしましては、既存の三日町熊野堂線沿線と、宿柳生線沿線とそれ以外と、3つの地域に区分いたしまして、それぞれ宅地、農地ということでの単価設定をしております。ですので、大きく分割いたしまして6類型となっております。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第132号 土地の取得についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木哲男） 起立全員であります。よって、議案第132号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第127号及び議案第132号に対する委員会審



査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

---

午前10時17分 再開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

次に、付議事件の（3）陳情第11号 十三塚公園の森林調査及び保全作業を求める陳情から（8）陳情第16号 川内・中ノ沢集会所建設についての陳情までを一括議題といたします。

陳情6カ件に係る委員会調査報告の取りまとめにつきましては、本日の委員会で委員長案をお示しすることとしておりました。

初めに、報告書案6カ件について、書記をして説明をいたさせます。

その後、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

○書記（後藤法子） [資料1により説明をなした]

○委員長（佐々木哲男） ただいま、書記より説明をいたさせましたが、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

休憩して進めてまいります。暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

---

\*休憩中の要旨

- ・原案のとおりとすることとした。
- 

午前10時38分 再開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

お諮りいたします。委員会調査報告については、原案のとおりとしたいと思

います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書について、簡易な語句、数字、その他整理を要する事項については、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、付議事件の（９）平成30年度議会懇談会における意見・提言等の調査についてを議題といたします。

このことに係る委員会調査報告の取りまとめについては、本日の委員会で委員長案をお示しすることとしておりました。

初めに、報告書案について、書記をして説明いたさせ、その後、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

○書記（後藤法子） [資料2により説明をなした]

○委員長（佐々木哲男） ただいま、書記より説明をいたさせましたが、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

休憩して進めてまいります。暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

---

\*休憩中の要旨

・まとめについて、文言の整理を行った。

---

午前10時43分 再開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

お諮りいたします。平成30年度議会懇談会における意見・提言等の調査報告については、休憩中の協議のとおりといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午前10時43分 散会

平成30年12月14日

建設経済常任委員会

委員長 佐々木 哲 男